

【論 説】

統治による平等から平等による統治へ ——古代アテナイにおける法の支配の確立——

的射場 敬 一

目 次

はじめに

1 ポリス形成前夜の国制

1.1 民会と貴族政の原理—ホメロス『イリアス』—

1.2 「^{パシレウス}主」の裁き—ヘシオドス『仕事と日』—

2 自由の国制へ

2.1 貴族政ポリスとアレイオス・パゴス会議

2.2 ソロンの改革

2.3 クレイステネスの改革

結びに代えて

はじめに

第二次ペルシア戦争の時、ペルシア帝国の王クセルクセスは、スパルタの前王デマラトスにギリシアの強さについて問うた。デマラトスは、「スパルタで王位を剥奪され自発的にスパルタから亡命」⁽¹⁾(ヘロドトス『歴史』巻7の3)し、ペルシアに置かれていたからである。

クセルクセス王は、デマラトスに「果たしてギリシア人どもが敢えてわしに刃向い抵抗するであろうか否か、わしに申してみよ。わしの見るところでは、全ギリシア人のみならず、西方に住む他の民族が束になってこようと、彼らが団結しておらぬ限り、わしの攻撃を支えるに足る戦力は彼らにはない」⁽²⁾(ヘロドトス『歴史』巻7の101) のでは、と問うたのである。これに対して前スパルタの王デマラトスの返事は以下のようなものであった。

「そもそもわがギリシアの国にとっては昔から貧困は生まれながらの伴侶のごときものでありました。しかしながらわれわれは叡智ときびしい法の力によって勇氣の徳を身につけたのであります。この勇氣があればこそ、ギリシアは貧困にも挫けず、専制に屈することもなく参ったのでございます。…ギリシアに隷属を強いるがごとき殿の御提案は、絶対に彼らの受諾するところとはなりませんし、さらにはたとえ他のギリシアがことごとく殿の御意に従うことがあろうとも、スパルタ人のみは必ず殿に刃向い戦いを交えるであろうということでございます。」⁽³⁾（ヘロドトス『歴史』巻7の102）

確かにギリシアは貧しく戦力ではペルシアに遙かに劣るけれども、「叡智ときびしい法の力によって勇氣の徳」を身につけているので、貧困にも専制に屈することなくやってきているのである。よって、ギリシア世界がペルシアに「隷属」することなどはないのだと返答したのである。これに対して、クセルクセス王は次のように反論する。

「それらの者たちが一人の指揮者の采配の下にあるのではなく、ことごとくが様に自由であるとするならば、どうしてこれほどの大軍に向かって対抗し得ようか。いわんや彼らの数を5千人としたならば、わが軍の兵力は彼らの一人に対し千人以上であるにおいてをやじゃ。彼らといえどもわが軍のごとく、一人の統率下になれば、指揮官を恐れる心から実力以上の力も出そうし、鞭に脅かされて寡勢を顧みず大軍に向かって突撃しよう。しかしながら自由に放任しておけば、そのいずれもするはずがなかろう。わしの見るところでは、よしや兵力が同等であったとて、ギリシア人はペルシア人部隊のみを相手にしても戦うことは難しかろう。」⁽⁴⁾（ヘロドトス『歴史』巻7の103）

そう、クセルクセス王は、前スパルタの王デマラトスの発言にむかついたのである。だからこそ、言葉を次いで「わしの親衛隊のペルシア人の内には、一時に3人のギリシア人を相手にして喜んで戦うと申している強者もいるのだぞ。そなたはかような事情に通じておらぬため、いろいろと戯言を並べるのであろう」と吐き捨てるように述べている。ペルシアの王クセルクセスの要点は、軍隊の強さとはまず量的な問題もあるが、それよりも「一人の統率下になれば、

指揮官を恐れる心から実力以上の力も出そうし、鞭に脅かされて寡勢を顧みず大軍に向かって突撃しよう」⁽⁵⁾（ヘロドトス『歴史』巻7の103）というところにあった。鞭で脅かされるからこそ、少人数であっても大軍に向かって突撃するのであって、「自由」な軍隊がそうすることなどある筈がないということである。

これに対して、前スパルタ王デマラトスは「真実を申し上げれば、お気に召さぬことは、私には始めから判っておりました。しかしながらありのままを申すようにと殿から強^たってのお言葉がありましたので」⁽⁶⁾（ヘロドトス『歴史』巻7の104）と前置きをして、さらに次のように返答する。

「彼らは自由であるとはいえ、いかなる点においても自由であると申すのではございません。彼らは法^{ノモス}と申す主君を戴いておまして、彼らがこれを怖れることは、殿の御家来が殿を怖れるところではないのでございます。いずれにせよ彼らはこの主君の命ずるままに行動いたしますが、この主君の命じますことは常に一つ、すなわちいかなる大軍を迎えても決して敵^{うしろ}に後を見せることを許さず、あくまで己れの部署にふみとどまって敵を制するか自ら討たれるか、ということでございます。」⁽⁷⁾（ヘロドトス『歴史』巻7の104）

ここに、ギリシア人は自由を享受しているが、法を「主君」に戴くがゆえに、専制君主の隷属下にある軍隊よりは、ギリシア人の軍隊の方が強いという彼らの自己意識を見て取ることができるだろう。

次のエピソードも同じ文脈の中にある。つまり、生命をかけた戦いにおいて、「指揮官を恐れる心」から、「鞭で脅かされて」戦う軍隊よりも、自由を享受していて、本人の自由意志に基づいて戦う軍隊の方が強いのだというギリシア人の自己意識を示すエピソードである。

スパルタは以前、ペルシアのダレイオス大王から派遣された使者を処刑したことがある。そのこともあってか、「犠牲による占卜にどうしてもよい前兆が現われ」なかった。そこでスパルタではペルシアに謝罪の使者を送ることを決めたが、当然それは命の危険を伴うものであった。民会を開催し「スパルタ

市民の内に祖国のために進んで一命を捨てようという者はないか」という触れをだした。そうしたところ、「名門の出で一流の資産家である二人の者が、クセルクセスの許に赴いてスパルタにおけるダレイオスの使者の償いをしようとする自発的に申し出た。」⁽⁸⁾（ヘロドトス『歴史』巻7の134）

この二人は途中、アジアの沿海地方の一帯の軍司令官であったヒュダルネスの許を尋ねた。ヒュダルネスは二人のために宴席を設け「もし王に従う気になれば、王はすでにそなたらが有能な人材であることを御承知であるから、お二人とも王の御聴許を得てギリシアを支配することもできようぞ」と説得した。これに対して、二人は、「われらに対するあなたのご忠告は片手落ち」（ヘロドトス『歴史』巻7の135）だと述べ、次のように答えている。

「奴隷であることがどういうことであるかは御存知であるが、自由であるということについては、それが快いものか否かを未だ身を以て体験しておられぬのです。しかしあなたが一度自由の味を試みられましたならば、自由のためには槍だけではなく、手斧をもってでも戦えとわれらにおすすめになるに相違ありません。」⁽⁹⁾（ヘロドトス『歴史』巻7の135）

ギリシアで自由であるということの意味は、一つはポリスの自由であり、それはポリスが独立していること、誰からの支配も受けない自主独立の存在であることであった。そして、このポリスの独立がポリス市民の自由の前提であった。もう一つは、市民の自由であり、それは他者に従属や隷属していないこと、つまり、奴隷でない自由民であることを意味していた。自由はポリスにとってと同様にポリスの市民にとっても本質的なものであったので、その自由を守るためには、「いかなる大軍を迎えても決して敵に後を見せることを許さず、あくまで己れの部署にふみとどまって敵を制するか自ら討たれるか」⁽¹⁰⁾（ヘロドトス『歴史』巻7の104）という死闘を繰り広げるほどのポリスへの献身を行なうことは当然のことであった。このような自由の体制としてのポリスへの献身は、スパルタだけに限られていた訳ではなくギリシアのポリス市民の「気風」であった⁽¹¹⁾。

「自由であるとはいえ、いかなる点においても自由であると申すのではございません。彼らは法と申す^{ノモス}主君を戴いておりまして」⁽¹²⁾（ヘロドトス『歴史』巻7の104）と前スパルタ王デマラトスが述べているように、伝説的な立法者リュクルゴスによって、法と国制が整備されることによってスパルタは、「悪しき秩序（*kakonomia*）から善き秩序（*eunomia*）」⁽¹³⁾へと変えられたのである。エウノミアとは、「善き秩序」（a good order）のことであり、「善き法によって統治されていること」⁽¹⁴⁾なのである。

自由を享受する体制の強さについて、ペイシストラトスの僭主政を打倒し、その後の紀元前508年のクレイステネスの改革によって民主政の礎を築いたアテナイについて、ヘロドトスは次のように述べている。

「かくてアテナイは強大となったのであるが、公の場での発言の平等（*isēgoria*）ということが、単に一つの点のみならずあらゆる点において、いかに重要なものであるか、ということを実証したのであった。というのも、アテナイが独裁下にあったときは、近隣のどの国をも戦力で凌ぐことができなかつたが、独裁者から解放されるや、断然他を圧して最強国となったからである。これによって見るに圧政下にあったときは、独裁者のために働くのだというので、故意に卑怯な振る舞いをしていたのであるが、自由になってからは、各人がそれぞれ自分自身のために働く意欲を燃やしたことが明らかだからである。」⁽¹⁵⁾（ヘロドトス『歴史』巻5の78）

「独裁者から解放」されたということは、ペイシストラトス家の僭主政から解放されたということであるが、ギリシア人は、僭主政の一人支配もアジアの専制国家もほとんど同じように見ている。僭主政から解放され、自由で平等になったからこそ、アテナイは強くなったのだとヘロドトスは見ているのである。

異民族は専制君主の恣意的な支配に服しているが、自分たちギリシア人は法律を持っているので自己の生活と財産は保護され、自分の望むとおりに生きて行くことができるのだと信じていたのだ。もちろん古代バビロニアやヒッタイトの法典は、ギリシアの最初の立法者たちより何世紀も前に、アジアの専制国家が複雑な法体系を作り上げたことを示している⁽¹⁶⁾。そこにあるのは、意

統治による平等から平等による統治へ（的射場）

識構造の違いである。異民族の専制国家では、専制君主を民衆は神または神の代理人として崇めていたのに対し、ギリシア人は、専制君主による一人支配を、自由や平等とは相反する奴隷制であると見なしていたということである。それゆえ、法典が整備され法によって統治されていたとしても、民衆が王の隷属民であり、権威の最終的源泉をただ一人の人間の恣意に置く専制国家の統治は、「法の支配」ではなく「人の支配」だと考えていたのである⁽¹⁷⁾。

ヘロドトスは、ペルシアの宮廷における国制論議を紹介しているが、そこで、独裁との対比でギリシアの自由な国制、イソノミア (*isonomia*) について述べている。

「独裁者というものは父祖伝来の風習を破壊し、女を犯し、裁きを経ずして人命を奪うことだ。それに対して大衆による統治はまず第一に万民同権^{イソノミア}という世にも美わしい名目を具えており、第二には独裁者の行なうようなことは一切行わぬということがある。職務の管掌は抽籤により、役人は責任をもって職務に当たり、あらゆる国策は公論によって決せられる。」⁽¹⁸⁾（ヘロドトス『歴史』巻3の80）

ここで言うイソノミアとは、紀元前508年のクレステネスの改革によってできた新しい体制に適用された用語のことである。ソロン^{ソロン}の改革からペイシストラトスの僭主政を経て、民衆は政治参加を要求した。政治参加の平等という意味での、「政治的平等」⁽¹⁹⁾がイソノミアの意味であった。ここから、古典古代のデモクラシーまでは一歩である。

ギリシア人は、400年に亘る「暗黒」時代をくぐり抜け、市民共同体としてのポリスを法の支配による自由の秩序として創り上げたが、そのための政治的装置が、民会であり評議会であり、そして法廷である。つまり、法の支配を実体化する政治的装置である。本稿の目的は、民会や評議会、そして法廷という政治的装置に着目することで、アテナイでデモクラシーのもう一つの意味であるイソノミアという「法の前平等」あるいは「政治的平等」が如何なる歴史的過程を辿りながら実現していったのかを、その一端なりとも明らかにすることである。

1 ポリス形成前夜の国制

1. 1 民会と貴族政の原理—ホメロス『イリアス』—

ポリス形成前の王政すなわち「ホメロスの」王政は、官僚制を備えたミュケナイ社会のそれとは大きく異なっていた。「王」^{バシレウス}(²⁰) (basileus) は、村共同体の部族の長の中でもっとも尊敬されている者⁽²¹⁾として現れているにすぎなかった。「王」は、あくまでも共同体成員のなかの有力者の一人、いわば「同等者のなかの第一人者」(*primus inter pares*)⁽²²⁾にすぎなかったのである。王権を制約する公的機関は二つあり、一つは、有力者たる名門貴族からなる「評議会」(boulē)であり、もう一つは、分割地所有農民＝戦士からなる自由人総会すなわち「民会」^{アゴレー}(agorē)である⁽²³⁾。共同体のあらゆる重要事^{バシレウス}は、「王」を補佐するとともにその権利を制限する評議会にはからなければならなかった。異常事態にあっては、分割地所有農民＝戦士を代表する民会にも相談しなければならなかった⁽²⁴⁾のである。

ホメロスの『イリアス』の中には、この評議会と民会の場面が何度となくでてくる。そのいくつかをここでは紹介しよう。最初の場面から見ておこう。

ギリシア軍の総帥アガメムノンは、アポロンに仕える神官クリュセスの娘を捕虜にし、自分のものとしていた。神官の「クリュセスは捕らわれの娘の身柄を引き取るべく、莫大な身代を携え代償の品々を持って」アガメムノンのところに赴いたのだが、ののしられ、追い返された。それで、この神官が「どうかあなたの弓矢によってダナオイ勢に、わたくしの流した涙の償いを払わせてやってくださいませ」⁽²⁵⁾とアポロンに祈った。「神はアトレウスの子が祭司クリュセスを辱めたことを憤」った。ギリシア軍の陣中に「9日にわたり神の矢は陣中隈なく飛び交った」。そして、ギリシア方の「陣中に悪疫を起し」たので、「兵士らは次々にたおれていった」⁽²⁶⁾のである。「10日目になってアキレウスが発議し、全軍の集会を催させ」⁽²⁷⁾(ホメロス『イリアス』第一歌)ている。アキレウスは、アガメムノンを諫めるために、全軍集会の開催を発議したのである。

「一同が参集し集合し終えると、脚速きアキレウスは衆の間に立ち上がって弁じていうには」というように、その全軍集会（＝民会）では、アガメムノンとアキレウスは激しく言い合ったが、結局、アガメムノンは折れて神官に娘を返してやることになった。腹の虫のおさまらないアガメムノンは、その代償として、アキレウスの愛する少女プリセイスを権力に任せて奪い取ろうとする。これが、その後のアガメムノンとアキレウスの諍いの原因となった。「このように二人は激しく言い争ったのち席を立ち、アカイア勢の船陣の傍らで開かれた集会は閉じられた」⁽²⁸⁾（ホメロス『イリアス』第一歌）のである。

つまり、ギリシア軍の総帥アガメムノンが、捕虜にしたアポロン神官の娘を自分のものにしていて、アポロンの神官であった父が莫大な身代金をもって娘の身請けに来たのに侮辱して追い返したことから、アポロンの怒りをかい、アポロンの矢でギリシア軍の中に疫病が流行り、たくさんの兵士が死んでいった。そこで、その問題を解決すべく、アキレウスの発議で全軍集会が開催されたのである。そして、その全軍集会では、激論の末、アガメムノンは結局、神官の娘を解放することになった。もちろん、全軍集会での議論を受けてアガメムノン自身はその意向を受け入れ譲歩したという形であるが、いずれにしても、全軍集会が、総帥アガメムノンの行動を左右している訳であるから、全軍集会はきちんと機能していることになる。王の行動や決定を全軍集会（＝民会）が規制しているのである。

次の事例では、全軍集会（＝民会）の前に評議会が開催されている。ゼウスはアガメムノンに惑わしの「夢」を送る。それは、「トロイエ方の悲運はゼウスの神慮によってすでに定まっている」⁽²⁹⁾ というもので、すぐにでもゼウスの加担によってトロイエが陥落するという夢であった。

そこでアガメムノンは、「朗々たる声の伝令使どもに命を下し、髪長きアカイア勢の集会を布告させた」⁽³⁰⁾。

「アガメムノンは全軍集会に先立ち、錚々たる元老たちの評定を、ピュロス生まれの王ネストルの船の傍らで催した。元老たちを集めると、巧みにめぐらした謀りごと

を示しているには、

『兵士らの心を試すために、漕ぎ手を揃えた軍船とともにここを撤収しようと言いついて出してみよう。そのとき方々には、各自口々にわしの提案をとどめる発言をしてもらいたい』⁽³¹⁾

つまり、アガメムノンは、「全軍集会に先立ち、錚々たる元老たちの評定」を開催しているのであり、そこで全軍集会での議論の方向性について貴族たちと相談しているのである。この形式、すなわち全民集会の前にあらかじめ少数で議論をし、方向性を定めておくという形式には、古典期の民会と500人評議会の関係の原型を見てとることができるだろう。

ホメロスは、全軍集会に兵士が集まる様子を次のように表現している。

「兵士らが息せき切って駆けつける有様は、蜜蜂の群が犇めきつつ、岩の凹みから次々に繰り出して、葡萄の房さながらに一団となり、春の花に舞い降りながら、こなたかなたに群れをなして飛び交うのにも似ていた。そのように夥しい数の兵士の群れが、船から陣屋から隊伍を組んで、見下ろせば遙かに続く浜辺の前を、集合の場をめざして進む。…かくて兵士の集合は終わったが、集会場は騒然として、兵士らが座を占めるにつれて足元の大地は呻き、あたり一面は喧騒の場と化した。9人の伝令使が、なんとか兵士らがわめき騒ぐのをとどめ、ゼウスの籠に恵まれた王たちの言葉に耳を傾けさせようと、大声を呼ばわりつつ一同を制して廻る。ようやくにして兵士らは腰をおろし、制止をうけて叫ぶのをやめ、それぞれの席についた。」⁽³²⁾（『イリアス』第二歌）

そこで総帥のアガメムノンは、軍勢の士気を試すために撤収を提議した。厭戦気分が強かった兵士たちは浮き足立ち、ただちにギリシアへの帰国の準備にとりかかろうとして大混乱に陥った。そこでオデュッセウスは、アガメムノンから笏杖を借り受け、浮き足立った一般兵士や貴族たちを見事な采配でもう一度集会の場に呼び戻した。

それぞれがおとなしく控えている中で、一般兵士の「テルシテスのみは、口汚く罵りつづけてやまなかった」⁽³³⁾のである。テルシテスが大声でアガメム

ノンを罵っていうには

「アトレウスの子よ、一体何がまだ不足だというので、またしても苦情を並べておられるのか。…己の愛欲をみたすために、ひとり気儘に困えるような若い女を望むのか。いやしくも将たるものが、アカイアの男の子らを危難にさらすようなことがあってよいものではない。さておぬしたち、腰抜けの恥さらしどもよ、おぬしらはもはやアカイアの男ではない。アカイアの女子たちと呼んでやるが、なんとしても船に乗って故国に帰り、この男はトロイエの地に置き去りにして、己れの分け前を貪らしておこうではないか。そこで初めてこの男も、われら兵卒ですら彼にとってなんらかの役に立つのか立たぬのかを悟ることであろうよ。この男はつい今しがた、自分より遙かに優れた勇士アキレウスに恥辱を与え、その分け前を自ら奪ってわがものにしてしている。ところがアキレウスの方も一向に腹を立てておらぬ、だらしのない男よ。さもなくば、アトレウスの子よ、これがあなたの無法のしおさめになるところであったのにな。」⁽³⁴⁾

これが『イリアス』の全軍集会の場における一般兵士の唯一の発言である。一般兵士テルシテスは、アガメムノンの貪欲な態度やアキレウスへの処置を批判しているのであって、その内容には別に不当なものはない。だが、その言葉遣いは、「姿の醜怪さは他に類がなく」という容貌と同じように、明らかに行き過ぎである。総帥アガメムノンに対して「この男」と呼び捨てにし、彼ら一般兵士が総帥アガメムノンを置き去りにして帰ったならば、一般兵士が役に立つのか立たないのかが分かるだろうとまで言い、もしもアキレウスが腑抜けでなければ、今頃はあの世に行っているぞとまで罵倒しているのである。そして同輩の一般兵士に対しては「腰抜けの恥さらしども」と嘲り、そして、お前たちは「アカイアの男」ではなく「女子」だとまで言っている。非常に無礼な態度、振る舞いであることは間違いない。この発言というか暴言に対して、すぐにオデュッセウスが反応した。

「間髪いれず勇将オデュッセウスが彼に近づいてぐっと睨まえ、激しい言葉で叱りつけていうには、

『テルシテスよ、お前はいかにも口は達者のものだが、言葉遣いを弁えぬ奴だ。口を慎み、王侯に向かって単身喧嘩を売ろうなどという気を起こすなよ。アトレウス家の二兄弟に従ってイリオス城下に攻め寄せた数ある兵士の中にも、お前より下賤な者は一人もおらぬぞ。…。』⁽³⁵⁾

この全軍集会の様子から私達は二つのことを読み取ることができるだろう。一つは、全軍集会は自由民の集会であるから、一般兵士も当然のことながら発言できただろうということである。発言したからといって、それが理由で処罰されることがないであろうことは、オデュッセウスがテルシテスの発言に対して言っていることから推測できる。オデュッセウスは、生意気で口うるさいテルシテスを批判しているのであって、一般兵士が自由に発言したことを怒っているように思えない。なぜなら、オデュッセウスは、「テルシテスよ、お前はいかにも口は達者のものだが、言葉遣いを弁えぬ奴だ」と批判し、続けて「王侯の名を口にしてあげつらい、悪口雑言を浴びせたり」するなどと言い、そして、笏杖でテルシテスの両肩を打ったのである。それに対して「並居る兵士ら」は、いつもの傍若無人で悪口雑言を吐くテルシテスを知っているので、彼がオデュッセウスに打擲され「痛みを堪えつつ途方にくれた面持ちで涙を拭う」「姿を見ては陽気に笑い興じ」⁽³⁶⁾ たのである。もしも、一般兵士に発言権がなかったとすれば、おそらく彼はその場で斬り殺されたにちがいない。そういう意味では、この全軍集会は、自由民の民会なのであり、一般兵士も貴族も原理的には自由で平等であったということができる。つまり、このようなエピソードが挿入されていること自体、「民主的な社会構造」⁽³⁷⁾ が前提とされていると言ってもよいであろう。

もう一点は、一般兵士にも発言の自由があったにしても、貴族と一般兵士たる民衆との間にはその扱いに大きな差があったということである。この場面でも、オデュッセウスがテルシテスを打ち据え、発言を封じていることから分かる。同様に、この場面のすぐ前、つまり、「撤収し故国ギリシアに帰国しようではないか」というアガメムノンの提案に全軍集会が動揺し、散会しはじめ

たのを再び呼び寄せる時の、オデュッセウスの対応にも現れている。オデュッセウスは、王侯貴族に対しては、「ひとりひとりに近寄って、言葉やさしく引き止め」、「おぬしにも似合わぬことをするではないか、もとよりおぬしを臆病者扱いして脅かしたりしてはならぬことは承知しているが、おぬしがまずまず腰を落ち着け、兵士らを座につかせてくれ」⁽³⁸⁾と丁寧に説得している。これに対して「喚きちらしている兵卒に出会うと、そのつど笏で擲り叱りつけ」て、「なんたるさまじゃ。おとなしく坐って目上の者のいうことを聴け。戦う力もなく身を守る術を知らぬ柔弱者めが、お前などは合戦の場であれ評定の席であれ、ものの数にも入らぬ奴じゃ」⁽³⁹⁾と完全に上からの目線で、叱りつけているのである。

この全軍集会での帰結は、王アガメムノンの「さて、さしあたってそなたらは、合戦に備えて腹ごしらえをしておけ。槍はよく研ぎ、楯は入念に手入れせよ、俊足の馬どもには飼葉を十分に与え、戦いに備えて戦車は隔々まで点検しておけ。…」という発言に対して、一般兵士が「凄まじい喚声をあげてこれに応え」⁽⁴⁰⁾たということであった。つまり、全軍集会（＝民会）は、民衆の支持が必要な重大な決定の賛否を示すために招集されたのであり、全軍の「士気を昂揚するため、団結を誇示するため」に開催されたのである。統治を行ったのは、「評議会と役人（評議会のメンバーであるか。間もなくメンバーになる人びと）とであった」⁽⁴¹⁾。

2.2 ^{バシレウス}「王」の裁き—ヘシオドス『仕事と日』—

ホメロスやヘシオドスの時代においては、法は昔の伝統を具現するものであり、何世紀もの間に慣習によって規範化されたものであった。そこでは、法の番人、裁定の番人は^{バシレウス}「王」であり、それは世襲の権利であった。つまり、伝統についての知識は王と王の代理人だけのものであり、民衆は自分が伝統に照らしてどのような状態にあるのかを知ることができないので、不正の犠牲者になりやすかった⁽⁴²⁾。『仕事と日』の中でのヘシオドスの裁判に対する批判は、そこに向けられている。

ヘシオドスは、弟のペルセースに向かって次のように言う。

「ペルセースよ。このことよくその胸に刻み、
 他人の争いごとを覗き見しつつ、法廷の論議に聴き耳を立てては、
 意地悪のエリスによって、仕事から気持ちをそらされるようなことはあってはならぬぞ。
 争いごとや法廷の論議に気をとられる余裕などはない、
 デーメーテルの授けたもう大地の稔り、その穀物を、
 時を違えずに取り入れて、屋敷の内に命の糧を豊かに貯えておらぬ者にはな。
 その貯えが十分にあれば、他人の持ち物を狙って、
 訴訟を起し論議を闘わすのもよかろうが、お前にはもはや再び
 さように振る舞うことは無理であろう。されば今は直ちに、
 われらの係争を正しい裁きによって解決しようではないか、
 ゼウスの御心にかなう最善の裁きによってな。」⁽⁴³⁾ (ヘシオドス『仕事と日』)

弟が経済的に困窮しているだろうということは、この詩からも分かる。その弟に向かって、「法廷の論議」などに気をとられず、仕事に精を出せと忠告している。そもそも訴訟を起こすには、ある程度の経済的余裕が必要なのに、その経済的余裕さえないではないかと言っている。つまり、弟が兄の財産を狙って「訴訟を起し論議を闘わす」そうとしているように見える。これは、決して刑事事件の話ではない。明らかに民事の話である。民事の裁きを「王」の^{パシレウス}法廷に委ねるのが、一般的だったのであろうか。いずれにしても、ここから読み取れるのは、ポリス形成前後の社会でも、すでに法による裁きが機能していたということである。

「われらの係争を正しい裁きによって解決しようではないか」という提案と、その前の行の「訴訟を起し論議を闘わす」のは「無理であろう」という判断とが、どういう関係にあるのかは詳らかではないが、兄弟間の財産をめぐる争いが、何らかの「裁き」によって決着がつけられていたということは明らかである。

この行に続けて、ヘシオドスは、以前、親の遺産相続をめぐる弟と法廷闘争を繰り広げ、その訴訟に負けたことを書いている。その負けた原因は、ま

統治による平等から平等による統治へ（的射場）

さに「正しい裁き」が行われなかったこと、つまり、弟が「王」たる地方貴族に賄賂を贈って判決を有利にしたからだと論難している。

「以前われらは遺産を分けたが、お前はしきりと殿様方にとりいって、
なにかと余分にさらっていった—
好んでかかる裁きを下し、賄賂を貪る殿様方にな。
愚かなる輩じゃ、半分が全部よりどれほど多いかも知らず」⁽⁴⁴⁾

批判の矛先は、ここでは弟に向かってというよりは、「賄賂を貪」って判決を歪めた「王」たる地方貴族に向けられている。ヘシオドスは、ゼウスの裁きについて次のように警告する。

「しばしば、ただ一人の悪人が、罪を犯し不逞の謀みをめぐらしたがために、
町全体が連座して苦しむこともある。
このような輩にはクロノスの御子が、天上から大いなる災禍—
飢餓と疫病を下し、民は死に絶える。
女どもは子を産まず、人の住む家もまばらになるが、
これもオリュンポスなるゼウスの御心によるものじゃ。」⁽⁴⁵⁾（ヘシオドス『仕事と日』）

正義の担い手はゼウスであり、飢餓や疫病などの災禍はゼウスによる裁きなのである。どんな悪であれ、天上にいるゼウスは見逃さないし、処罰を下す。その悪しき行為によって町全体が滅びることだってあるという。

「されば賄賂を貪る殿様方よ、かかることのなきよう心して、裁決を正し、
裁きを曲げることは、今後は一切忘れなさがよい。
他人に悪事を働く者は、わが身に悪事を働くことになり、
善からぬ謀らみは、謀んだ者にもっとも善からぬ結果となる。
あらゆるものを見、あらゆるものを知るゼウスの眼は、
その気にさえなれば、今のこのありさまをご覧なされようし、
今この国に行われているかかる裁きが、どのようなものか、
見落とされることもない。」⁽⁴⁶⁾（ヘシオドス『仕事と日』）

ホメロスやヘシオドスの作品に現れる貴族は、奴隷・家畜・土地所有などにおいて民衆に優越していたとはいえ、その経済的基盤は民衆と同一であった。経済力と武力に卓越する貴族と民衆との関係は、搾取＝被搾取、支配非支配という非対称的な関係ではなく、単に豊かさの違いであり、権利においては対等であった⁽⁴⁷⁾。ゼウスの正義を実行していたのは、地方貴族たる「王」^{パシレウス}であったが、ヘシオドスの批判から読み取れるのは、彼らは賄賂をもらって裁判を歪めることが可能であったということである。まさしくゼウスの正義に適った措置がとられなかったことへの怒りが、ヘシオドスの貴族へ強い怒りなのである。

法についての知識が王侯貴族に独占されている状態、つまり、法の成文化がなされていない状態に対する批判、そして、裁判権が王侯貴族とその代理人に独占されている状態にたいする一般民衆の批判が、ドラコンによる法の成文化、そして、ソロン^{ソロン}の立法へとつながっていくのである。

2 自由の国制へ

2.1 貴族政ポリスとアレイオス・パゴス会議

ポリスと呼ばれる都市国家の形成は、「集住」^{シユノイクスモス} (synoikismos) によってなされた。それはアテナイだけに見られた現象ではなく、紀元前8世紀頃ギリシアの各地で見られた。アテナイにおけるポリスの形成は、古典期のアテナイで国家的な英雄として崇拜されていた伝説上の王テセウスの功績に帰せられている。

テセウスは、「アッティカに住んでいた人々を一つの町に集住させ、それまでは散在していて全部に共通の利益のために呼び集めることが困難であるばかりでなく時には互いに不和となって戦うこともあった人々を一つの国家のひとつの民衆とした。」⁽⁴⁸⁾ (プルタルコス『英雄伝』) およそ400年続いたギリシアの「暗黒」時代が終る頃には、「王」^{パシレウス}や族長たちは、「あまりにもおとなしく姿を消していったので、(例えばローマにおける同類の場面と違って) 彼らは自分たちの廢位についていかなる回想録も、いかなる伝承も残さなかった」⁽⁴⁹⁾とギリシア史の碩学フィンリーが指摘しているように、王政から貴族政ポリス

統治による平等から平等による統治へ（的射場）

への転換はおそらくスムーズに進んだのであろう。それゆえ、集住による王政から貴族政ポリスの転換も、伝説の王テセウスの功績に帰さざるをえないほどに、その実体が詳らかではないのである。

アリストテレスの『アテナイ人の国制』は、貴族政ポリスの初期の国制について次のように描く。

「ドラコン以前の古い国家組織は次のようであった。役人は名門や富裕者の間から任ぜられ、最初は終身、後には10年間勤める定めであった。役人のうち最も重く、かつ最も古いものは「王」とポレマルコスとアルコンであった。これらのうち最も古いのは王の役で（これは祖先伝来の制度であった）、次に王たちのうちに軍事に耐えぬ柔弱な者が出た結果ポレマルコスの役が加わった。…最後にできたのはアルコンの役で…。」⁽⁵⁰⁾（『アテナイ人の国制』第3章）

ここでいう「役人」とは、今でいう公務員のことでない。首相や大臣などの政界のトップのことである。王の権限が、行政の最高責任者としての3人のアルコンに分けられた。3人のアルコンとは、「王」、ポレマルコス、アルコンである。神事を「王」が、軍事を担ったのがポレマルコスというアルコンであり、そして、政治の最高責任者にして主席のアルコンをアルコンという名のアルコンが、それぞれ担ったということである。彼らは、名門と富裕を基準として選ばれ、はじめは終身、次いで任期10年、それから任期1年になった。これは、ローマにおいて、最後の王を追ひ払って共和政を樹立した時の事態に対応している。王を追放した貴族たちは、それぞれ輪番制でその役割を果たし、執政官の任期を1年にした。世襲から終身へ、終身から1年任期にというのが、まさに民主化の流れであろう。最初は、3つだったアルコンという執政官の職は、後に、9つに増やされた。

「すべて9人のアルコンと一緒に仕事をしたのではなく、「王」はプリュタネイオン付近の今日いわゆるブコレイオンを占めていた。アルコンはプリュタネイオンを占め、ポレマルコスはエピリュケイオンで仕事をしていた。」⁽⁵¹⁾（『アテナイ人の国制』第3章）

政治を統括していたアルコンは、プリュタネイオンすなわち中央市庁舎で職務をとっていた。しかしながら、貴族政ポリスの実権を握っていたのは、このアルコンたちではなく、アレイオス・パゴスの丘にその建物があったことでその名称がついたアレイオス・パゴス会議であった。会議のメンバーには、アルコンを辞めた後でなり、その任期は終身であった。任期1年のアルコンと終身のアレイオス・パゴス会議の議員とでは、その重みが違ってくるのは当然である。ローマの元老院に近い働きをしていた機関である。ヘシオドスが「賄賂を貪る^{パシレウス}王」と非難している地方貴族に担われていた裁判権は、ポリスの形成とともに、アテナイにおいては、このアレイオス・パゴス会議によって担われるようになった。『ゼウスの正義』の著者ロイド・ジョーンズによれば、アテナイでは、「ゼウスの娘アテーネーにより正当な権利を付与されたアレイオス・パゴスの法を通じて正義がもたらされる」⁽⁵²⁾ ようになったのである。

「アレイオス・パゴスの会議は法律を擁護するのが任務であったが、実は国制の最も大きな、またもっとも重要な部分を掌握し、秩序を乱す者にはことごとく懲罰を加え罰金を科する権能をもっていた。アルコンの選任は門地と富に基づき、アレイオス・パゴスの会議員はアルコンの間から任ぜられたからである。それゆえ、官職のうちこの役のみは今日まで終身職として続いているのである。」⁽⁵³⁾ (アリストテレス『アテナイ人の国制』第3章)

ポリス形成前の、ホメロスの王政相互の権力闘争と国内での王、貴族、民衆の複雑な闘争の中から、それらの調停者の機能を果たし、ポリス共同体の一体性を保持する公的権力として設置されたのが、1年任期のアルコン職である。この権力機構の選出と運営を左右し、役人を監視し、秩序紊乱者を処罰する権限をもっていたのが、終身のメンバーよりなるアレイオス・パゴス会議であった⁽⁵⁴⁾。裁判権が、地方貴族たる「王」^{パシレウス}から会議体としてのアレイオス・パゴス会議に移行していることから分かるように、貴族政ポリスの現実の支配者は、このアレイオス・パゴス会議に結集するアッティカ全体の貴族層であった。

2. 2 ソロンの改革

貴族政ポリスは約 150 年続いたのであるが、貴族はポリスの官職を独占した。民衆には貴族が提出した議案に事実上形式的な承認を与える機関にすぎなかった民会に出席すること以外は、政権への参与を許さなかった。裁判権は貴族が握っており、成文法がなかったので裁判の公平さが侵害されることもしばしばあった⁽⁵⁵⁾。

変化が起きるのは、紀元前 621 年のドラコン（Drakon）の立法からである。先のヘシオドスの批判にあるように、裁判権を貴族が独占し、それが不当に歪められていると感じていた民衆は、法の成文化を求めたのである。一般民衆の成文化の要求に応える形で、慣習法を集成しこれに改正を施し公布したというのが、ドラコンの立法である。血で書かれたと言われるほどの厳罰主義の法であったが、それが成文化され、公開されたことの意義は大きかった。なぜなら、成文法は、「それが存在するだけで批判と改変を可能」⁽⁵⁶⁾にするからである。

この頃から、貴族と民衆の対立抗争は、一層激しくなっていた。民衆は、貴族からの「借財には誰でも身体を抵当」⁽⁵⁷⁾にしており、払うことができなければ債務奴隷に落とされていた。自由民から奴隷に転落していたのである。「民衆は貴族に反抗して起った。抗争は激しく行われ、人々は互いに久しく反目を続け」ていたので、「彼らは合意の上で調停者として、またアルコンとしてソロンを選び、彼に国事を委ねた」⁽⁵⁸⁾（『アテナイ人の国制』第 5 章）のである。プルタルコスによれば、「当時貧民と富者の間の不均衡はいわば絶頂に達し、市は全く危険な状態に陥っていた」⁽⁵⁹⁾ので、「アテナイ人のうちの最も思慮にとんだ人たちがソロン」に眼をつけた。こうして、彼は、「フィロンプロトスの後を継ぐアルコンに、また同時に調停者と立法者の役に選ばれたが、富者たちは彼を裕福な人だとして、貧民どもは正直な人として彼を心から迎えたのであった。」⁽⁶⁰⁾（プルタルコス『英雄伝』「ソロン」）

貴族と民衆との間の抗争の調停者にして立法者として、紀元前 594 年、ソロン（Solon, B.C.640-560）がアルコンとして選ばれたのである。アルコンとしてソロンがまず行ったのは、「重荷おろし」である。「重荷おろし」というのは、

「身体を抵当に取って金を貸すことを禁止して民衆を現在のみならず将来も自由であるようにし、またいろいろの法律を定め公私の負債の切棄てを行った」⁽⁶¹⁾ (『アテナイ人の国制』第6章) ということである。そして、下層農民の借金を「重荷おろし」によって棒引きをただけでなく、下層農民が将来的に奴隷になることを禁止した。つまり、「身体を抵当に取って金を貸すこと」を貴族に禁止することで、市民が奴隷身分に転落することを防止したのである。それは、市民と奴隷の間に明確な身分的な差別を設けることでもあった。

ウェーバーによれば、ソロンの改革の意図は「国家の防衛力という政治的関心」から、「債務におちいった農民と妥協しようという努力」⁽⁶²⁾ なのである。前7世紀の半ば頃から、「重装歩兵の装備と戦術は、それまでまざりあっていたホメロス風の古い個人戦的な装備と戦術をふるい落として、しだいに重装歩兵固有のものへと純化」してきていた。「密集隊の規模も大きくなって本格的なものへと発展」⁽⁶³⁾ してきていたのである。つまり、重装歩兵戦術が一般化し、武装自弁できる農民からなる重装歩兵軍の比重がますます大きくなってきていたのである。そうであれば、軍の中核をなす農民の債務奴隷化を無視できる訳はない。農民が債務奴隷に陥ることは、それはそのまま国防力の低下となるからである。「土地および人身を担保にした債務の免除」によって徹底的に農民に譲歩し、そして、「国外に売却されたアッティカの債務奴隷の買い戻し」を行ったソロンの改革の政治的意味は、ウェーバーによれば、アテナイが「国家の軍事力の基礎となる重装歩兵軍を維持する」⁽⁶⁴⁾ という明白な意志表明であったのだ。

ソロンの改革に先立つドラコンの国制においても、「参政権は自費で武装し得る人々に与えられていた」⁽⁶⁵⁾ (『アテナイ人の国制』4の2) が、それは、農民層の比重が軍事面で大きくなってきていたということである。それゆえ武装自弁して重装歩兵軍に参加できる農民層の国政参与への要求を受け入れることも意味した。したがって「重荷おろし」と並ぶソロンの大きな改革が、「財産制」(timokratia) である。

統治による平等から平等による統治へ（的射場）

「人々を財産評価により五百メディムノス級と騎士ヒツベウスと農民ゼウギデスと労務者テの四級に分かった。そして彼は9人のアルコンや財務官や契約官や11人やコラクレタイのような役は各級の財産評価に応じて分かち与え、五百メディムノス級や騎士や農民から任じた。これに反し労務者級に属する者は民会と法廷に参与させたのみだった。」⁽⁶⁶⁾（『アテナイ人の国制』第7章）

このソロンの財産制が意味したのは、ウェーバーによれば、「ドラコンは、すべての経済的に武装能力のあるひとびとに完全市民権をゆるし、ソロンは農民級以下のひとびとにも完全市民権をゆるし」⁽⁶⁷⁾ たということであった。市民を「財産」によって4つの階級、「富裕級」「騎士級」「農民級」「労務者級」にわけたのだが、それは、年収の大きさであり、上から順に、500、300、200石であった⁽⁶⁸⁾。そのうち第一級は有力貴族、第二級は中小貴族、第三級は中流農民、第四級は下層農民と商工業者であったが、年収と土地所有の大きさとはほぼ比例したと考えられるので、貴族と中堅農民の土地所有の大きさにそれほど差がないということに驚かされる。有力貴族といっても、このソロンの規定からは農民層の2、3倍の土地しか所有していなかったと推測されるからである。そうであれば、武装自弁で重装歩兵として今やポリスの軍事力の中核をなす農民層が、その数においては圧倒的に多数である以上、彼らに対して貴族が妥協し、譲歩せざるを得なかったのも頷ける⁽⁶⁶⁾。貴族だけでなく、第三級の中流農民も国政に参与できるようになったこと、つまり、アルコン職にもつけるようになったことは、画期的なことであった。この改革は、貴族政の解体の始まりを意味した。なぜなら生まれの高貴さによってのみ政治の要職につく権利をもつと考えられるのが貴族政であるのに対して、生まれではなくその財産によって要職につける可能性を拓いたからであり、一般民衆たる農民層にも政治参与の機会を与えたからである⁽⁷⁰⁾。

「労務者級に属する者には民会と法廷に参与させたのみだった」と軽く触れられているが、その意味するところは重い。それは、武装自弁できるだけの財力のない、一番下の労務者級の市民つまり無産市民にも法廷に参加する権利を認めたということだからである。画期的なことであった。そもそも裁判権は、

ポリス形成前には地方貴族としての「王」^{パシレウス}に独占されており、そして、ポリス形成後には貴族によって構成されていたアレイオス・パゴス会議に属していたからである。それが、ソロンの改革では、労務者級も含むすべての市民が陪審員になることができる民衆法廷が生まれたのである。まさしく裁判の民主化が極まったのである。アリストテレスは『政治学』の中で、ソロンは、アレイオス・パゴス会議やアルコン制などについては廃止せず、そのまま残したが、「法廷をすべての市民でもって構成したことで民主制を敷いた」⁽⁷¹⁾と述べている。「籤引きで構成された陪審員の法廷にあらゆることの権威をもたせることによって、彼は他の部門を骨抜きにし」、「この司法の力が強大になったとき、人びとはあたかも僭主に対するがごとくに民衆の機嫌をとって、国制を現在の民主制に改変してしまった」⁽⁷²⁾（アリストテレス『政治学』第2巻第12章）とソロンを批判する人もいたのである。

ソロンの改革の主な業績は三つあり、それは、「負債による隷属状態の廃止、権利を侵犯された人のための法廷で正義を要求する第三者の権利の創設、そして、民衆法廷への控訴の導入」である。この三つに共通するのは、「弱者である多数者を貴族階級の持つ過度の、そしていわば合法性をはずれた権力から守ること」であり、「法律の規則に見られた抜け穴を塞ぐ」ことで、イソノミアに向けて「前進」させたことであった⁽⁷³⁾。だが、このソロンの改革では、依然として政治主体の中心はアルコンであり、アレイオス・パゴス会議であった。民会や評議会に結集する民衆の姿は、まだ現れていない。法の善き統治のもとにはあったが、民衆は依然として政治の客体の位置に留めて置かれていたのである。したがって、ソロンの改革の目標は、「善き法による統治」というエウノミアの実現であった⁽⁷⁴⁾。

2.3 クレイステネスの改革

ソロンの改革は、ほぼ5年にして行き詰まった。貴族と民衆との間の抗争は再燃し、最高官職のアルコン不在の年も続いた。この混乱を強権によって、一人支配によって乗り切ろうとしたのが、僭主ペイストラトス（Peisistratos、

?-528 B.C.) である。下層農民に生活水準の向上と生活の安定を約束することによって彼らの支持を得て、貴族たちの中の熾烈な権力闘争を勝ち抜いたのである。

僭主 (tyrannos) とは、非合法的な手段に訴えて政権を獲得した者、もしくは、ある社会において慣習的に合法的と認められている枠をこえて自己の政治権力を行使した者のことである⁽⁷⁵⁾。その権力は民衆の支持によって支えられており、貴族政ポリスの成立とともにいったんは否定された一人支配（王政）の原理を復活しようとする試みである。僭主政は、前7世紀から6世紀にかけてアテナイだけでなくギリシア各地に出現している。そういう意味では、伝統的な貴族社会から古典期の市民社会への転換期に発生した政治現象であるともみることが出来るだろう。

ペイストラトスの僭主政治は、アリストテレスが、「穏和に、また僭主的というよりむしろ合法的に国政を司った」（『アテナイ人の国制』第16章(2)）⁽⁷⁶⁾と述べているように、「平和を促し静謐を維持」（『アテナイ人の国制』第16章(7)）⁽⁷⁷⁾したものであり、評判が良かった。ペイストラトスの僭主政は、ソロンの国制をほとんどそのまま踏襲しており、改革の名に値するような改革をほとんど行うことがなかったが、以後の歴史の展開には、大きな役割を果たした⁽⁷⁸⁾。なぜならペイストラトスは、自らの一人支配を維持するために貴族に大打撃を与え、支持基盤としての中小農民層を保護育成することで、彼らを主体とする村落自治がアッティカ各地に根をおろし、イソノミアの誕生を準備するという歴史的役割を果たした⁽⁷⁹⁾からである。つまり、ペイストラトスの僭主政は、自らの権力を維持するために貴族の対抗勢力としての中小農民を保護育成しただけでなく、政治的に動員することで、ソロンの改革によって完全市民となり国政参与の権利を得ていたかれらを政治的に覚醒させたのである⁽⁸⁰⁾。

ペイストラトスの死によって僭主政はおそらくその歴史的役割を終わっていたのである。それゆえ、息子たちの代になると単なる民衆抑圧の装置へと転化していく。暴君化したのである。ペイストラトスの息子たちは、それでも「父の死後およそ17年間僭主政を維持」（『アテナイ人の国制』第19章(6)）⁽⁸¹⁾し、

それが、古典時代における僭主政に対する悪評の原因となった。

僭主ペイストラトスの子のヒッピ阿斯 (Hippias) が、紀元前 510 年に追放され、その 2 年後の紀元前 508 年にクレイステネス (Kleisthenes) が改革に着手する。クレイステネスは、貴族政の基盤となっていた従来の血縁にもとづく 4 部族制を廃止した。その代わりに地域的な行政単位をもとにして人工的に編成した 10 部族制を導入することによって、新しい体制の枠組みを確立した⁽⁸²⁾。139 のデーモス (区) は、市域・内陸・沿岸の 3 地域に分けられ、各地域はさらに 10 に細分され、それら 3 組から 1 部族を構成するという措置によって地域的対立を除去しようとした⁽⁸³⁾。中心市と農村領域が一体化して 1 部族を構成したということは、それは、これまでのアテナイの中心市 (貴族層) による農村領域 (民衆層) の支配を構造的に打破し、市民団の一体性に基盤をおいた政治体制を創出しようとした⁽⁸⁴⁾ ということであった。

クレイステネスのこの改革は、ウェーバーによれば、^{メトオイコイ}在留外国人や被解放民などの財産ある人々を新市民として「全面的に共同体に組み入れ、これによってあわせて国家の門閥的な編成を破壊しようとした」⁽⁸⁵⁾ ものであった。貴族政の根幹をなした「門閥団体を故意に寸断」し、まったく「新しい純粋に地域的な国家区分が施行」された。すべての人は、そして都市在住者も、「みずからの地域的な区 (デーモス) を持ち、このデーモスにすべての人は国法上、永続的かつ世襲的に所属」し、そこで、「民衆裁判権への招集ならびに^{オストラキスムス}陶片追放」⁽⁸⁶⁾ も行われたのである。つまり、彼の行った部族制の再編成は、ソロンによって着手され、ペイストラトスによって壊されてきていた貴族政を土台から突き崩し、それに代わる民主政の土台を構築するものであったと言ってよいであろう。それゆえ、数世紀に及ぶ古代アテナイの歴史のなかで、このクレイステネス改革ほど「人々の生活に大きな変化をもたらしたものは、ほかに例がない」⁽⁸⁷⁾ と言われるのである。

クレイステネスによって、政治的装置もまさに民衆の政治参加を担保するものとして、つまり「政治的平等」としてのイソノミアを実現するものとして整備されていく。まず政治の最高意思決定機関として民会が整備される。アゴ

統治による平等から平等による統治へ（的射場）

ラやアレイオス・パゴスを見下ろすプニュックス（Pnyx）の丘に露天の民会場が造られたのは、クレイステネスの改革から4年後の前504年のことである。収容人数は、およそ5000人であった⁽⁸⁸⁾。18歳以上の成年男子市民が出席するこの定例会は、各プリュタネイア（1年の10分の1の期間）に4回ずつ、最低でも年40回は開催された。

民会は、戦争や平和、条約、財政、立法、公共事業、つまり統治活動の全領域に最終的な決定権を持っていた。提出された議題の表決は、通常は一日の討議で行なわれ、原則として出席者全員が平等な発言権をもっていた。ヘロドトスは、アテナイが強大になったということからも、「演説の平等（*isēgoria*）」ということが、単に一つの点のみならずあらゆる点において、いかに重要なものであるか」ということを力説している。アテナイがペイシストラトス家の僭主政下にあった時には、「近隣のどの国をも戦力で凌ぐことができなかった」のに、「独裁者から解放されるや、断然他を圧して最強国となったからである」という。なぜか。それは、独裁者の下では、「故意に卑怯な振る舞いをしていた」のに、「自由になってからは、各人がそれぞれ自分自身のために働く意欲を燃や」⁽⁸⁹⁾（ヘロドトス『歴史』巻5の78）すからであるという。この民会での平等な発言権、すなわち「イセゴリア」は、ギリシアの作家たちによって、しばしば「民主政」の同義語として用いられた⁽⁹⁰⁾のである。

この民会だけで国事に関するあらゆる議題を討論し処理するのは、実際には不可能である。提案された議題は、その日のうちに採決されたからである。そこで外交や経済、祭事など国事に関する日常の業務を行い、民会開催の準備をし、民会に提出する議案を作成したのが、評議会である。この評議会のメンバーは、それぞれの部族から50人が、30歳以上の市民の中から籤で選ばれた。任期は1年である。この評議会が、アテナイの政治を運営するうえで大きな役割を果たすことになる⁽⁹¹⁾。

アリストテレスの『アテナイ人の国制』は次のように述べている。

「(2) 評議会には各部族から50人ずつ500人が抽籤される。各部族は抽籤の順に従って次々にプリュタネイスとなり、その期間は初めの4部族は、各々36日間、後の6部族は各々35日間である。(3) 評議員会中プリュタネイスたる者はまず国家から金を支給されて円形堂トドロスにおいて会食し、次いで評議会ならびに民会を招集する。評議会は休日を除き毎日、民会は各プリュタネイアに4度。そして評議会の扱うべき問題や毎日の議題や、議場はどこにすべきかを彼らプリュタネイスは公告する。(4) 彼らはまた民会をも公告する。」⁽⁹²⁾ (アリストテレス『アテナイ人の国制』第43章)

この評議会は500人から構成されていたので500人評議会と称され、アゴラの西側の一角に評議会議事堂が建てられた。この500人評議会を運営するのに、各部族の50人が35日か36日交代でプリュタネイスを務めたということであるが、彼らはいわば議長団のようなものであった。どの部族がどの時期のプリュタネイアを受け持つか、この順番も籤で決められた⁽⁹³⁾。この議長団が、500人評議会のための草案を作り、そして、500人評議会で決まったものが民会に提出されるのである。

「(1) プリュタネイスには一人の議長があり、抽籤により選ばれ、一昼夜議長を勤め、これ以上の期間やまた一人が二度就任することは許されない。彼は国家の金と公文書を蔵する諸神殿の鍵や国璽を保管し、また彼ならびにプリュタネイス中の彼の命ずる3分の1は円形堂トドロスに留まらねばならない。」⁽⁹⁴⁾ (アリストテレス『アテナイ人の国制』第44章)

評議会は原則として毎日開催され、議長も毎日籤で選任された。つまり、このプリュタネイスは一人の議長を選び、そして、プリュタネイスの3分の1が評議会議事堂の隣にあった円形堂トドロスに寝泊まりをして、緊急事に備えたのである。ポリスの意思の最高決定機関としての民会とこの評議会との関係は密接であり、「評議会は最終決定権を有しな」かったが、しかし、「評議会は民会のためにあらかじめ評議し、民会は評議会によりあらかじめ評議されプリュタネイスが議題に上せたことでなければ決議することを許さ」⁽⁹⁵⁾ (アリストテレス『アテナイ人の国制』第45章) れなかったのである。

統治による平等から平等による統治へ（的射場）

政治参加の平等としてのイソノミアは、ここに完成したとみてもよいだろう。そもそも『イリアス』において、評議会は、王を補佐する元老の集まりであった。しかし、このクレイステネスの体制においては、そこに富や名門の縛りはなくなり、すべて抽籤によっているのである。それは、公職につく役人についてもそうであった。すなわち、「軍事財務官と祭祀財務官と水源監督官とを除」いて、「通常の政務に関する役人はことごとく抽籤により任せら」(96)（アリストテレス『アテナイ人の国制』第43章）れたのである。

アテナイの男子市民のかなりの割合が私たちの知る以上に、そして私たちの想像をはるかに超えて、何らかの直接的な統治体験をもつようになっていった。民会の議長職は輪番制で一日限りのものであって、常に抽選によって決められていた。1年間、市場監督官になることもできたし、1年ないし2年（重任は許されないが）、評議会議員を務めることもできた。また民衆法廷の陪審員には繰り返しなれたし、しばしば好きなだけ民会で投票権を行使することもできた(97)のである。

結びに代えて

紀元前430年、ペロポネソス戦争第1年目の葬儀演説においてペリクレスは次のように述べている。

「吾々が享受している政体は、隣国の法律を模倣するようなものではなく、むしろ吾々自身が他の人々に模範になっているのである。そして少数者ではなく、多数者によって治められているがゆえに名称においては民主制と呼ばれている。しかしながら、法律上では私的係争の面で全員に平等の権利が与えられているものの、評価に際しては各人が何事かに名声を博するに応じて優先的に公的榮譽〔役職〕を与えられるのであって、能力よりも階級によって評価されるのではない。また貧困ゆえに世に埋もれて、ポリスのために有益なことを為す能力がありながら、それを妨げられるということもない。しかも吾々は公的な活動の面で自由に行動しているが、日常私生活における相互間の猜疑心の面でも同様であって、隣人が気ままに振る舞ったか

らとて立腹せず、また不機嫌な顔を見せて、実害はないにしても、見た眼に不快感を与えるようなことはしない。しかしながら、このように吾々は私的交際においては傷つけ合わないように生活しているけれども、公的生活では畏怖の念に基づき、誰よりも法律に違反しない。そして、その時々当局者に聴従し、また法律、とりわけ被害者を救済するための法律や、書かれていなくても違反者には公認の恥辱をもたす不文法にこそ吾々は従うのである。』⁽⁹⁸⁾ (トゥキュディデス『歴史』2巻37)

アーレントによれば「政治現象としての自由は、ギリシアの都市国家の出現と時を同じくして生まれた」のであり、「ヘロドトス以来、それは、市民が支配者と被支配者に分化せず、無支配関係のもとに集団生活を送っているような政治組織の一形態を意味していた」⁽⁹⁹⁾のである。アテナイ市民が享受していた平等、すなわち法の前ににおける平等、政治参加の平等は、イソノミアと呼ばれていたが、「人為的な制度たる法すなわち法律によって人びとを平等にする都市国家を必要とした」⁽¹⁰⁰⁾のである。このような国制は、アルカイック（古拙）期の長い闘いを通して実現されたのである。まず「貴族階級が専有していた伝統的な特権と独占的権力」に対する闘いを通して、つぎに、「僭主たちの野放しの権力」⁽¹⁰¹⁾に対する闘いを通して実現されたのである。つまり、アリストテレスが『アテナイ人の国制』で、貴族政ポリスの時代には、「参政権は自費で武装し得る人々に与えられていた」⁽¹⁰²⁾と述べているのに、『政治学』では、市民とは「審議と裁決に関する公職に参与する資格のある者」⁽¹⁰³⁾と定義しているところからも明らかなように、武装自弁の農民からなる戦士共同体から、政治参加の平等としてのイソノミアを実現した市民共同体へと長い闘いを通してアテナイの政治社会は変わってきたのである。

注

- (1) ヘロドトス『歴史 下』（松平千秋訳，岩波文庫，1972年），8頁。
- (2) 同書，66頁。
- (3) 同書，67頁。
- (4) 同書，68頁。
- (5) 同書，同頁。
- (6) 同書，69頁。
- (7) 同書，同頁。
- (8) 同書，84頁。
- (9) 同書，85頁。
- (10) 同書，69頁。
- (11) 太田秀通『スパルタとアテネ—古典古代のポリス社会—』（岩波書店，1970年），18～21頁参照。
- (12) ヘロドトス，前掲書，69頁。
- (13) Kurt A. Raaflaub, Josiah Ober, Robert W. Wallace (with chapters by Paul Cartledge & Cynthia Farrar), *Origins of Democracy in Ancient Greece* (University of California Press, 2007), p.41.
- (14) Sarah B. Pomeroy, Stanley M. Burstein, Walter Donlan, Jennifer Tolbert Roberts, *Ancient Greece: A Political, Social, and Cultural History* (New York: Oxford University Press, 1999), p.156.
- (15) ヘロドトス『歴史 中』（松平千秋訳，岩波文庫，1972年），165頁。一部改訳。
- (16) C. M. バウラ『ギリシア人の経験』（水野一・土屋賢二訳，みすず書房，1978年），101頁参照。
- (17) モーゼス・I.・フィンレー『古代ギリシア人』（山形和美訳，法政大学出版局，1989年），67頁参照。
- (18) ヘロドトス『歴史 上』（松平千秋訳，岩波文庫，1971年），339頁。
- (19) Kurt A. Raaflaub, Josiah Ober, Robert W. Wallace, *op. cit.*, p.146.
- (20) ここでカッコつきで「王」と表記したのは，王と訳されているバシレウスが，地方豪族を意味する場合が多いからである。ヘシオドスの『仕事と日』では，このバシレウスは，「殿様方」と訳されている。ポリス形成後の最高執政官の役職としても，このバシレウスという名称が使われているので，ここでは，アリストテレスの『アテナイ人の国制』を翻訳された村川堅太郎氏の工夫であるカッコつきの王，すなわちバシレウスには「王」という表記で対応したいと思う。
- (21) クロード・モセ『ギリシアの政治思想』（福島保夫訳，白水社，1972年），10頁参照。
- (22) John V. A. Fine, *The Ancient Greeks: a critical history* (The Belknap Press of Harvard University Press, 1983), p.181.
- (23) 太田秀通『テセウス伝説の謎—ポリス国家の形成をめぐる—』（岩波書店，

- 1982年), 43頁参照。
- (24) 伊藤俊太郎編著『人類文化史② 都市と古代文明の成立』(講談社, 1974年), 251頁参照。
- (25) ホメロス『イリアス 上』(松平千秋訳, 岩波文庫, 1992年), 13頁。
- (26) 同書, 11頁。
- (27) 同書, 13頁。
- (28) 同書, 26頁。
- (29) 同書, 44頁。
- (30) 同書, 45頁。
- (31) 同書, 同頁。
- (32) 同書, 47頁。
- (33) 同書, 52頁。
- (34) 同書, 54頁。
- (35) 同書, 同頁。
- (36) 同書, 55頁。
- (37) 藤縄謙三『ホメロスの世界』(魁星出版, 2006年), 114頁。
- (38) ホメロス, 前掲書, 51頁。
- (39) 同書, 52頁。
- (40) 同書, 61頁。
- (41) W. G. フォレスト『ギリシア民主政治の出現』(太田秀通訳, 平凡社, 1971年), 63頁。
- (42) C. M. バウラ, 前掲書, 102頁。
- (43) ヘシオドス『仕事と日』(松平千秋訳, 岩波文庫, 1986年), 15頁。
- (44) 同書, 16頁。
- (45) 同書, 40頁。
- (46) 同書, 43頁。
- (47) 前沢伸行「ポリスとはなにか」弓削達編『地中海世界』(有斐閣新書, 1979年), 30頁参照。
- (48) プルタルコス「テセウス」(太田秀通訳)(村川堅太郎編)『プルタルコス英雄伝 上』(ちくま文庫, 1987年), 32頁。
- (49) フィンレー, 前掲書, 35頁。
- (50) アリストテレス『アテナイ人の国制』(村川堅太郎訳, 岩波文庫, 1980年), 18頁
- (51) 同書, 19頁。
- (52) ロイド・ジョーンズ『ゼウスの正義—古代ギリシア精神史—』(眞方忠道・眞方陽子訳, 岩波書店, 1983年), 149頁。
- (53) アリストテレス, 前掲書, 19頁。
- (54) 太田秀通『テセウス伝説の謎—ポリス国家の形成をめぐる—』, 前掲書, 196頁参照。

統治による平等から平等による統治へ（的射場）

- (55) 清水昭次「貴族政の発展と僭主政の出現」『岩波講座 世界歴史 1 古代 1 古代オリエント世界 地中海世界 I』（岩波書店，1969年），462頁参照。
- (56) フォレスト，前掲書，172頁参照。
- (57) アリストテレス，前掲書，21頁。
- (58) 同書，同頁。
- (59) ソロン（村川堅太郎訳），プルタルコス，前掲書，118頁。
- (60) 同書，119頁。
- (61) アリストテレス，前掲書，22頁。
- (62) マックス・ウェーバー『古代社会経済史』（上原専禄・増田四郎監修，渡辺金一・弓削達訳，東洋経済新報社，1963年），215頁。
- (63) 安藤弘『古代ギリシャの市民戦士』（三省堂，1983年），277頁。
- (64) ウェーバー，前掲書，217頁。
- (65) アリストテレス，前掲書，20頁。
- (66) 同書，24頁。
- (67) マックス・ウェーバー，前掲書，224頁。
- (68) 同書，同頁。
- (69) 清水昭次，前掲書，472頁参照。
- (70) 伊藤俊太郎，前掲書，256頁参照。
- (71) Aristotle (edited and translated by Ernest Barker), *The Politics of Aristotle* (Oxford, 1946, reprint 1977), p.88.『政治学』（牛田徳子，京都大学学術出版会，2001年），105頁。
- (72) *Ibid.*, 邦訳，106頁。
- (73) フィンレー，前掲書，46頁。
- (74) Cf., John V. A. Fine, *op. cit.*, p.198. Kurt A. Raaflaub, Josiah Ober, Robert W. Wallace, *op. cit.*, p.144
- (75) 岩田拓郎「アテナイとスパルタの国制」『岩波講座 世界歴史 1 古代 1 古代オリエント世界 地中海世界 I』（岩波書店，1969年），531頁参照。
- (76) アリストテレス『アテナイ人の国制』，前掲書，36頁。
- (77) 同書，37頁。
- (78) 岩田拓郎，前掲書，531頁。
- (79) 清水昭次，前掲書，483頁。
- (80) 澤田典子『アテネ民主政 命をかけた八人の政治家』（講談社，2010年），15頁参照。
- (81) アリストテレス『アテナイ人の国制』，前掲書，43頁。
- (82) 澤田典子，前掲書，15頁参照。
- (83) 前沢伸行「ポリスとはなにか」，前掲書，39頁参照。
- (84) 同書，36頁参照。
- (85) マックス・ウェーバー，前掲書，226頁。
- (86) 同書，同頁。

- (87) ピエール・ブリュレ『都市国家アテネ ペリクレスと繁栄の時代』（青柳正規監，創元社，1997年），58頁。
- (88) Cf., *Hills of Philopappos-Pnyx-Nymphs* (Publication of the Association of Friends of the Acropolis, 2004), p.19.
- (89) ヘロドトス『歴史 中』，前掲書，165頁。一部改訳。
- (90) M・I・フィンリー『民主主義 古代と現代』（柴田平三郎訳，講談社学術文庫，2007年），40頁参照。
- (91) ピエール・ブリュレ，前掲書，60頁。
- (92) アリストテレス『アテナイ人の国制』，前掲書，76頁。
- (93) ピエール・ブリュレ，前掲書，61頁。
- (94) アリストテレス『アテナイ人の国制』，前掲書，77頁。
- (95) 同書，79頁。
- (96) 同書，76頁。
- (97) フィンリー『民主主義 古代と現代』，前掲書，41頁参照。
- (98) トウキュディデス『歴史 1』（藤縄謙三訳，京都大学学術出版会，2000年），183頁。
- (99) Hannah Arendt, *On Revolution* (Harmondsworth: Penguin Books, 1973), p.30. 『革命について』（志水速雄訳，中央公論社，1975年），29頁。
- (100) *Ibid.* 前掲書，同頁。
- (101) フィンリー『古代ギリシア人』，前掲書，68頁。
- (102) アリストテレス『アテナイ人の国制』，前掲書，20頁。
- (103) Aristotle, *op. cit.*, p.93. 前掲邦訳，115頁。